

# STOP



# 過積載

中型トラックや大型トラックなどの車両で**最大積載量を10割以上超えた状態で運転を行うと、罰則の対象**となり、以下の通りになります! 過積載の割合が10割以上の場合、違反点数が6点で反則金は無く、**6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金**となってしまいます。

**しない!させない!頼まない!**  
**11月は過積載絶滅運動月間**

過積載運行は、車の安全性を低下させ重大事故を引き起こす要因につながります。また、騒音・振動・排気ガスによる公害の原因や道路の劣化、運転者の労働条件に悪影響を及ぼすなどの弊害をもたらします。

## 大分県過積載防止対策連絡会議

大分県／大分県警察本部／九州地方整備局大分・佐伯河川国道事務所／九州運輸局大分運輸支局／西日本高速道路(株)九州支社 大分高速道路事務所  
(一社)大分県自家用自動車協会／(公社)大分県トラック協会